

企画提案仕様書

1 事業名

第 88 回国民スポーツ大会等の開催に向けた競技施設等詳細調査業務

2 事業期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 15 日まで

3 事業目的

令和 16 年（2034 年）に沖縄県で開催が予定されている第 88 回国民スポーツ大会（以下、「国スポ」という。）、第 33 回全国障害者スポーツ大会（以下、「全スポ」という。）の開催に向け、主会場（開閉会式）の選定や県有施設の整備に向けた詳細調査を行う。

4 委託業務内容

(1) 主会場（開・閉会式会場）選定調査

屋内施設も含めた主会場候補施設について、以下の項目の調査・検討を行い、最も主会場に適した施設を提案する。

- ① 主会場に関する前提条件等の整理（先催県の主会場を参考に諸条件を整理）
- ② 主会場候補施設の抽出
- ③ 主会場候補施設の周辺環境調査（交通環境、周辺施設・土地の利用利便性）
- ④ 各候補施設におけるゾーニング、動線、配置計画の検討
- ⑤ 必要な改修、仮設施設等の必要施設、設備等の検討
- ⑥ 会場整備に係る課題の抽出及び対応策の検討

(2) 県外開催・県内開催の比較検討調査

県内に競技施設がない競技について、以下の調査を実施する。

- ① それぞれの開催に係る費用の比較
- ② メリット・デメリットの整理

※県内に競技施設がない競技：馬術、クレー射撃、クライミング

(3) 県有施設詳細調査

競技会場となる県有施設の整備費用等について、令和 6 年度に実施した「令和 16 年（2034 年）第 88 回国民スポーツ大会開催施設基準等調査業務」報告書※の内容を踏まえ、以下の追加調査を行う。なお調査にあたっては、別添「県有施設詳細調査における改修基準」に基づき実施すること。

※調査報告書については、別途県ホームページにて公表予定。

- ① 国スポ実施に必要な改修・修繕費（老朽化、付帯施設等を含む）
- ② バリアフリー対応に必要な施設改修・修繕費用
- ③ 大会運営に必要な設備費用（仮設観客席、運営本部室、コース等）

- ④ 上記の調査結果を踏まえ、国スポ開催に向けた県有施設の整備計画を策定する。

※調査対象県有施設

	施設名	競技種目	所在地
県総合運動公園	① 陸上競技場	陸上競技	沖繩市
	② 補助競技場	陸上競技	
	③ 体育館	未定	
	④ テニス場	硬式・軟式テニス	
	⑤ 自転車競技場	自転車	
	⑥ 水泳プール	水泳	
奥武山公園	⑦ 水泳プール	水泳	那覇市
	⑧ 県立武道館	柔道	
	⑨ 弓道場	弓道	
	⑩ テニス場	硬式・軟式テニス	
	⑪ クライミング	リード・クライミング	
	⑫ 空手会館	空手	豊見城市
	⑬ ライフル射撃場	ライフル	南城市
	⑭ 県警察学校射撃場	ピストル	うるま市

(4) その他

- ① 県との打ち合わせ会議（随時）
- ② 議事録作成（県との打ち合わせ、競技団体、施設管理者ヒヤリング等）
- ③ 中間報告書の作成・提出（提出期限：令和7年10月31日）
- ④ 成果報告書の作成・提出（提出期限：令和8年3月15日）
- ⑤ 成果報告書概要版の作成・提出（提出期限：令和8年3月15日）

5 業務の再委託について

(1) 一括再委託の禁止等について

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 契約の主たる部分について

上記、(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(3) 再委託の相手方の制限について

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(4) 再委託の範囲について

本業務委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務の範囲については、県と事前の協議を行い確認すること。

(5) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を受けなければならない。

ただし、以下に定める「その他 簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

【その他、簡易な業務】

ア 資料の収集、整理

イ 複写、印刷、製本

ウ 原稿、データの入力及び集計

エ アンケート及びヒアリング調査

オ 各種デザイン、浸透ツールの制作等

カ 情報発信に係る業務

キ その他上記以外に、別途県と協議を行い、県が簡易であると判断した業務

6 提案総額の上限額及び経費の計上

(1) 提案にあたっては、12,848,000円（消費税込み）を上限として見積もること。
なお、1円未満の端数が生じる場合は切り捨てること。

(2) 本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果のとりまとめに必要な経費とすること。（次項表参照）

(3) 一般管理費については、委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一割の支払いを認められた間接経費とすること。

(4) 各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記すること。

(5) この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

<対象経費>

経費項目	内 容
I 直接人件費	<p>事業に直接従事する者の作業時間に対する人件費</p> <p>※1 正規職員と同等以上で一定の経験がある者を臨時的に雇用する場合であっても直接人件費になりえる。</p> <p>※2 業務の補助を行う補助員（アルバイト等）は補助人件費として直接経費に計上する。</p> <p>※3 参考（沖縄県見積基準日額）</p> <p>統括担当者：複数の高度な業務に精通し、統括を行う。 また、先例の少ない特殊な業務を担当する。 （日額 49,900 円）</p> <p>専門員 A：一般的な業務を複数担当し、高度な業務も担当できる。（日額 36,500 円）</p> <p>専門員 B：上司の指導のもと、一般的な業務を担当し、基礎的資料を作成する。（日額 27,900 円）</p>
II 直接経費	
i 補助員人件費	<p>補助的、定型的な業務に従事する補助員（アルバイト等）に係る人件費</p> <p>※ 参考</p> <p>非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程、行政職給料表 1 号給（時給 960 円）、健康保険料、厚生年金保険料等の事業者負担分及び通勤手当等の諸手当は別途</p>
ii 報償費	審査委員会委員や外部専門家の招聘に伴う謝金等
iii 旅費	出張旅費や審査委員会委員の招聘に伴う旅費等
iv 需用費 （消耗品費、印刷製本費等）	必要な物品の購入（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）や、パンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷・製本（内製）等
v 役務費 （通信運搬費、広告宣伝費等）	郵便・運送料、通信・電話料、広告料等
vi 使用料・賃借料	備品等のリース・レンタル料（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）や会議等の会場使用料等

vii	その他必要な経費	必要な経費であって、当該事業のために使用されることが特定・確認でき、いずれの区分にも属さないもの
Ⅲ	再委託費	県が認める範囲で、受託者が当該事業の一部を他者に行わせ（委任、準委任又は請負）ために必要な経費 ※仕事の完了を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も該当する。 （例）ソフトウェア開発、パンフレットの製本・印刷、番組等コンテンツ制作等
Ⅳ	一般管理費	必要な経費であって、当該業務に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて支出を認められた間接経費 （Ⅰ直接人件費＋Ⅱ直接経費）×100分の10以内 （小数点以下切捨て）
Ⅴ	消費税	（Ⅰ直接人件費＋Ⅱ直接経費＋Ⅲ再委託費＋Ⅳ一般管理費） ×100分の10（小数点以下切捨て）

7 報告書の作成

印刷物及び電子ファイルを作成し、納品すること。

報告書の体裁等は、以下の(1)から(5)までのとおりとすること。

- (1) 版型は、A4版左綴じ、両面印刷を基本とする。
- (2) 印刷は、鮮明なものとし、カラー印刷も可能とする。
- (3) 取組の概要を簡潔にまとめること。また、取組の様子等がわかるよう、文章だけでなく、写真や図等も含めること。
- (4) 体裁及び分量は自由とするが、写真や図等で分量を多く割くことは控えること。
- (5) 電子ファイルについては、以下の①及び②の両方の形式で保存するものとする。
なお、提出に当たっては、全ての電子ファイルを1枚の媒体（CD、DVD等）に集約すること。

① Microsoft Word、Excel、Power Pointで編集可能なファイル形式

ア 原則として、印刷物と同様の頁構成とすること。

イ 編集に使用したソフトの制約によりやむを得ず印刷物と頁構成が異なる場合には、同等の内容（テキスト、図、画像）を含むデータを保存する。

② PDF形式(Adobe Readerにて閲覧可能な形式)

ア 印刷物と同様の頁構成とする。

イ 概要編と本編は別のファイルとすること。

ウ 文章が検索可能となるテキスト入りのPDFファイルとすること。印刷物を単純にスキャナーにより画像として取り込み、PDFファイルに変換

したのみで、テキスト情報が入らないものは不可とする。

8 成果物の提出期限及び提出場所

- (1) 期限 令和8年3月15日
- (2) 場所 沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課
- (3) 部数
 - ア 委託業務完了報告書（1部）
 - イ 成果報告書（概要版含む）：印刷物（本編20部）及び電子ファイル（一式）
 - ウ 精算報告書：1部

9 沖縄県 Web サイトへの掲載

県は、報告書の一部または全部を Web サイトに掲載できるものとする。受託者は、この点を念頭に報告書を作成するとともに、報告書内に転載資料がある場合には、必要に応じて転載資料の著作権者の承諾を得る等の作業を行うこと。なお、転載資料の著作権者の承諾を得ることが出来ない場合には、Web サイトへの掲載用に、当該資料を除いたバージョンの電子ファイルを作成するものとする。

10 著作権等

本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て委託者である県に帰属するものとする。

11 提案にあたっての留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (3) 本仕様書記載の委託業務内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (4) 本契約履行にあたり、業務に関する県所有の資料については、その必要に応じて受託者に貸与または閲覧可能である。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項で、議事録や関係資料の作成等、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。
- (6) 本事業の実施に当たっては、適宜、県との協議を踏まえ実施する。

以上

県有施設詳細調査における改修基準

競技会場となる県有施設の改修等については、以下の考え方に基づいて調査を行う。

1. 国スポ実施に必要な改修・修繕費（老朽化等を含む）

（1）施設基準を満たすために必要な改修

- ① 令和6年度の基礎調査を基に、施設基準を満たすための改修について、仮設・常設等、改修方法の比較検討

（2）施設の老朽化に伴う改修

- ① 個別施設計画に基づく改修を基本とし、必要最低限度の改修とする。
- ② 国スポ開催によって通常以上の使用量が想定される場合には、その特殊性に対応できる耐震性や耐久性を考慮し改修計画を検討する。

（例）仮設スタンド設置に対応できるスタンドエリアの補修

- ③ 国スポの施設基準を満たすための改修を予定している場合には、その工事と同時に行うことが効率的かつ経済的であると認められる場合は、個別施設計画での改修予定年度に関わらず前倒しの改修も検討する。

（例）体育館の照明取替で足場を設置する際に、外壁修理など、足場を設置する必要がある改修工事をまとめて行う。

2. バリアフリー対応に必要な施設改修・修繕費用

- （1）他県の施設整備状況や「沖縄県福祉のまちづくり条例」を踏まえた改修を行う。

- （2）仮設で対応が可能なものは仮設で対応することを基本とし、施設の利用状況を鑑み、バリアフリー対応が常時必要と見込まれる設備については、常設での改修も検討する。

3. 大会運営に必要な付帯施設等の改修（観客席、練習施設、控室、救護室等）

- （1）他県の施設整備状況を踏まえ、必要不可欠なものに限って改修を行う。
- （2）仮設で対応が可能なものは仮設で対応する。
- （3）テニス・水泳に関しては屋内化の検討を行う。

4. 留意点

- （1）上記1～3の基準に基づき調査を実施することを基本とするが、施設の築年

数や県民の利活用状況等を踏まえ、以下の施設については県の指示の下、幅広く改修方法を検討するなど重点的に調査を行うこと。

○県総合運動公園	○奥武山公園
・陸上競技場	・県立武道館
・テニス場	・テニス場
・水泳プール	・水泳プール

- (2) 調査結果については、費用面と設備充実の面のどちらに比重を置くかによって整備内容が異なってくるため、上記(1)に記載する施設については、複数パターンを提示してもらい、庁内で調整の上、方針を決定していくこととする。
- (3) 施設の整備については、第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会沖縄県準備委員会にて決定された「競技施設整備基本方針」に則った整備計画を検討すること。

<参考>

令和6年11月13日 第1回常任委員会決定

第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会
競技施設整備基本方針

第88回国民スポーツ大会及び第33回全国障害者スポーツ大会の競技施設は、第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、次のとおりとする。

- 1 競技施設は、可能な限り県内の既存施設を活用する。
- 2 「国民スポーツ大会開催基準要項細則」で定める施設基準については、対象となる施設の整備状況等を考慮し、弾力的な運用を関係機関に対し要請する。
- 3 施設整備を行う場合は、真に必要な施設に限定するとともに、将来にわたる地域住民の幅広い活用やスポーツコンベンションの推進が図られるよう配慮する。
- 4 施設整備に当たっては、競技運営に支障がないよう、計画の段階から当該競技団体及び関係機関と十分協議するとともに、ユニバーサルデザインへの対応に努め、自然・環境・景観に十分配慮する。